

生活再建支援金給付事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業や失業等により収入が減少し、生活に困窮した方に対して、生活基盤の安定を図る事を目的としております。

給付額

1世帯当たり 10万円

対象となる方

給付金となる方は、次の全てに該当する方です。

- ① 令和2年4月1日時点及び申請時において本村に住所を有する事。
- ② 令和2年4月1日以降に沖縄県社会福祉協議会が実施する新型コロナウイルス感染症にかかる生活福祉資金特例貸付(緊急小口資金)の貸付を利用し、貸付決定を受けた方。

申請・給付方法

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から「3密（密閉・密集・密接）」を防ぐために完全予約制での申請（給付）となります。給付対象となる方は、下記の予約先にお電話にて申請の予約をして下さい。

申請受付予約

令和2年5月18日（月）～令和2年6月30日（火）

午前9時～午後5時（土・日・祝祭日を除く）

申請に必要な書類等

- ① 本人確認ができるものの写し（運転免許証、健康保険証等）
- ② 沖縄県社会福祉協議会から送付された緊急小口貸付資金の決定通知（原本）
- ③ 印鑑（認印可、シャチハタ不可）
- ④ 振込先の通帳

申請予約・問い合わせ先

宜野座村役場健康福祉課 地域包括支援センター

TEL 098-968-3253

※沖縄県社会福祉協議会が実施する生活福祉資金特例貸付(緊急小口資金)についてのご相談は、宜野座村社会福祉協議会へお問い合わせ下さい。